

## 余裕期間制度（フレックス方式） Q & A

Q 1 余裕期間制度（フレックス方式）とはどのようなものですか。

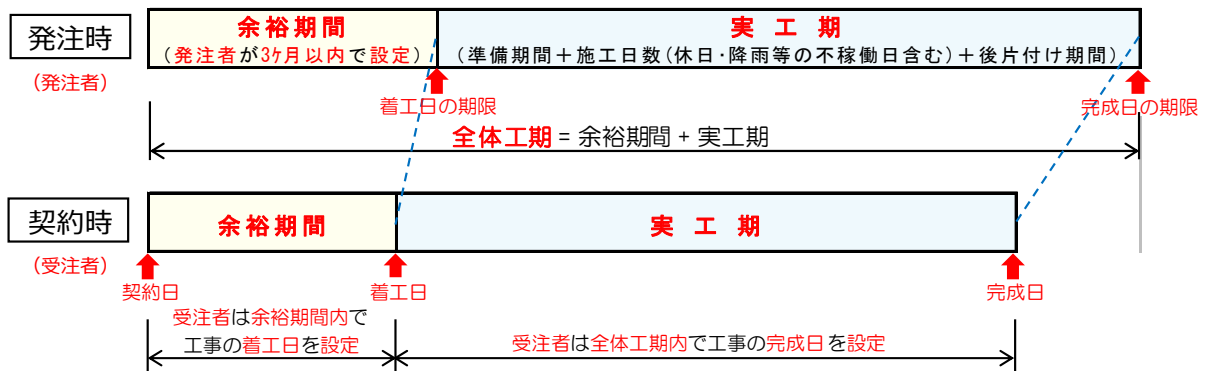
A 1 余裕期間制度（フレックス方式）は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を目的として試行している契約方式です。通常、発注者が示す工期は、準備期間及び施工日数、後片付け期間の合計で算定していますが、フレックス方式では、これに余裕期間を加えて全体工期を設定しています。受注者は発注者が定める着工及び完成日の期限までの間で、工事の着工及び完成日を任意で設定します。

○余裕期間制度（フレックス方式）と通常工事の主な違い

	余裕期間制度	通常工事
工期の設定（発注時）	余裕期間＋準備期間＋施工日数＋後片付け期間	準備期間＋施工日数＋後片付け期間
技術者の配置	余裕期間内の技術者の配置は不要	工期の間は配置が必要
着工日	受注者が契約締結の日から3ヶ月以内で選択	契約締結の日から7日以内
完成日	受注者が全体工期内で選択	入札公告に示したとおり

○余裕期間制度（フレックス方式）イメージ図

受注者は、発注者が明示した着工及び完成日の期限内で工事の着工及び完成日を任意で設定することができます。



Q 2 余裕期間制度の試行工事で、余裕期間を取らないことはできますか。

A 2 着工日は、受注者が余裕期間内で任意に選定できますので、余裕期間を取らない着工日を設定することも可能です。

Q 3 契約保証の期間は契約締結日から対象になりますか。

A 3 契約保証の期間は着工日に関係なく、通常の工事と同様に契約締結日を含み対象となります。

Q 4 契約締結後に着工日を変更することはできますか。

A 4 工事の着工前であれば変更は可能です。契約工期を変更することになりますので、監督員と協議のうえ、着工日の期限までの間で改めて着工日を選定し、「工期変更承認申請書」（様式1）を提出して下さい。

Q 5 配置予定技術者を着工日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできるのですか。

A 5 一般競争入札において、配置予定技術者として申請した人物を配置することが原則です。しかし、病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。

Q 6 余裕期間内は、現場での測量もできないのですか。

A 6 余裕期間内は、資機材の搬入や仮設物の設置等の現場での準備作業ができません。したがって、現場における工事の準備行為である測量についても、行うことはできません。

Q 7 余裕期間内は、下見等のための現場への立入りもできないのですか。

A 7 工事の準備行為に当たらない現場の下見や電話、水道事業者等の関係機関、地元住民との協議のための立入については可能です。

Q 8 余裕期間内に前払金の請求はできますかですか。

A 8 通常の工事と同様に契約締結後から請求ができます。

Q9 配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、他の工事の工期が当該工事の余裕期間と重複していてもよいですか。

A9 専任義務を有する配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、他の工事の工期末が余裕期間に重複していても問題はありませんが、当該工事の着工日までに、他の工事が竣工し、検査が終わっていることが必要です。※ただし、当該工事及び他の工事間で兼務の承認を受けている場合は、この限りではありません。

Q10 工事の完成日は変更できますか。

A10 工事の着工前であれば可能です。契約工期を変更することになりますので、監督員と協議のうえ、完成日の期限までの間で改めて完成日を選定し、「工期変更承認申請書」（様式1）を提出して下さい。

工事の着工後は原則、工事の完成日は変更できません。ただし、工事内容の変更がある等、特段の理由がある場合に限り、発注者と協議のうえ、当初に設定した完成日を変更することができます。

Q11 余裕期間中に資機材等の発注を行ってもいいですか。

A11 資機材等の発注は可能です。ただし工事の主たる内容が工場製作の場合は工場製作等を工事の着工日までの間に行ってははいけません。

Q12 発注者が提示する全体工期を短縮して契約はできますか。

A12 工事の完成日については、入札公告等に明示した完成日の期限までの間で受注者が任意で選択できますので、全体工期を超える契約はできませんが、短縮は可能です。必要な余裕期間と実工期を確保したうえで、完成日を設定して下さい。

Q13 通常の工事と比べて、契約手続きに違いはありますか。

A13 余裕期間の試行工事では、受注者が工事の着工及び完成日の期限内で定めた着工及び完成日を建設工事請負契約書に記載して下さい。

Q14 通常の工事と比べて、コリンズ登録に違いはありますか。

A14 余裕期間制度対象工事については、下記に留意のうえ、コリンズの登録を行って下さい。

<b>契約工期</b>		
	開始年月日	契約締結日を入力してください。
	完了年月日	特記仕様書等で定めた完成日の期限を入力してください。
	余裕期間の有無	チェックを入れてください。
<b>実工期</b>		
	開始年月日	契約書に記載する着工日を入力してください。
	完了年月日	契約書に記載する完成日を入力してください。
<b>技術者情報入力（従事期間）</b>		
	開始年月日	実工期の開始年月日を入力してください。
	完了年月日	実工期の完了年月日を入力してください。